

高さ限度緩和指定道路に係る
案内標識の設置要領

平成16年3月

高さ限度緩和指定道路に係る案内標識の設置要領

目次

1. 総則	1
1-1. 本設置要領の目的	1
1-2. 適用の範囲	1
2. 「3.8m超車」に対する案内標識	2
2-1. 「3.8m超車」の案内を行う標識の種類	2
2-2. 様式	3
2-3. 寸法、色彩等	4
2-4. 案内の方法	6
2-5. 他の標識との関係	6
3. 指定道路標識の配置計画	6
3-1. 一般道路における指定道路標識の配置計画	7
3-2. 高速道路等における適用事項	8
3-3. 総重量限度緩和指定道路と高さ限度緩和指定道路との指定区間が異なる場合の 適用事項	11
4. 指定道路標識の設置計画	12
4-1. 設置方式、標示板の取付角度	12

別添1：参考1 20t 超標識と 3.8m 超標識との関係

別添2：参考2 3.8m 超標識の設置イメージ

別添3：参考3 高さ限度緩和指定道路標識と関連補助標識

1. 総則

1-1. 本設置要領の目的

本設置要領は、積載時の車高が3.8mを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1m以下の車両等。以下、「3.8m超車」という。）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しを受け、道路管理者が3.8m超車の通行を認めて指定する道路（以下「高さ限度緩和指定道路」又は「指定道路」という）に対する案内標識の設置の方法等を示したものである。

指定道路の選定にあたっては、3.8m超車の通行に高いニーズがある、又は指定道路がネットワークを構成する等のために、道路管理者が必要と認める道路の区間を選定し、指定基準の適合性を判断した上で指定することとしており、終点となる区間や、同一路線を通行できずに代替経路を走行することが必要となる区間がある。

このため、3.8m超車のドライバーが指定道路網の状況を確認しながら走行できるよう、確認が必要となる箇所に、高さ限度緩和指定道路に係わる案内標識を設置する必要がある。

本設置要領は、こうした高さ限度緩和指定道路に係わる案内標識の技術的基準および要領を示し、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的としている。

なお、案内の体系や案内標識の表示内容、配置計画等の基本的な考え方は、平成10年4月より施行されている総重量限度緩和指定道路における案内標識と同一とすることを基本としているので「総重量緩和指定道路に係わる案内標識の設置要領」（平成10年3月）も併せて参照されたい。また、総重量限度緩和指定道路と高さ限度緩和指定道路との関係を別添1に示す。

1-2. 適用の範囲

本設置要領は、指定道路に道路管理者が、高さ限度緩和指定道路に係わる案内標識を整備する場合に適用する。

2. 「3.8m 超車」に対する案内標識

3.8m 超車に対する案内は、103, 104, 105, 106, 108, 118 系等の既存の案内標識を活用しつつ、新たに設定した標識によって行う。既存の標識の設置計画等は従前の設置基準のとおりであるので、以下では 3.8m 超車のために設置する標識について述べる。

2-1. 「3.8m 超車」の案内を行う標識の種類

3.8m 超車の案内を行う標識の種類、設置場所等は下表のとおりである。

表 2. 案内標識

種類	番号	設置場所
高さ限度緩和指定道路	118 の 4-A	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	118 の 4-B	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端
	118 の 4-C・D	高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島

表 3. 補助標識

種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
始点	(513)	本標識が表示する道路の始点を示すこと	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの
終点	(514)	本標識が表示する道路の終点を示すこと	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの
距離・区域	(501)	本標識が表示する施設若しくは場所までの距離、本標識が表示する交通の規制が行われている区間若しくは場所についての必要な距離又は本標識が表示する交通の規制が行われている区域を示すこと	案内標識 警戒標識 規制標識 指示標識
注意事項	(510)	本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと	案内標識のうち、「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの 警戒標識
方向	(511)	本標識が表示する路線、施設又は場所の方向を示すこと	案内標識

2-2. 様式

3.8m 超車の案内を行う標識の様式を図1に示す。

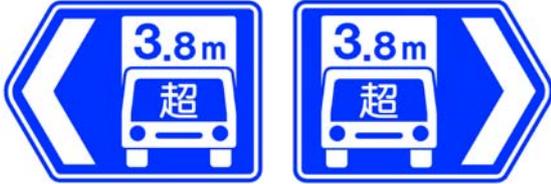
高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-A)	
高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-B)	
高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-C)	
高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-D)	
始点 (513)	
終点 (514)	
距離・ 区域 (501)	
注意 事項 (510)	
方向 (511)	

図1 高さ限度緩和指定道路の案内に用いる標識の様式

2-3. 寸法、色彩等

1) 基本寸法

標示板および文字の基本寸法を図2-1～9に示す。

(単位：cm)

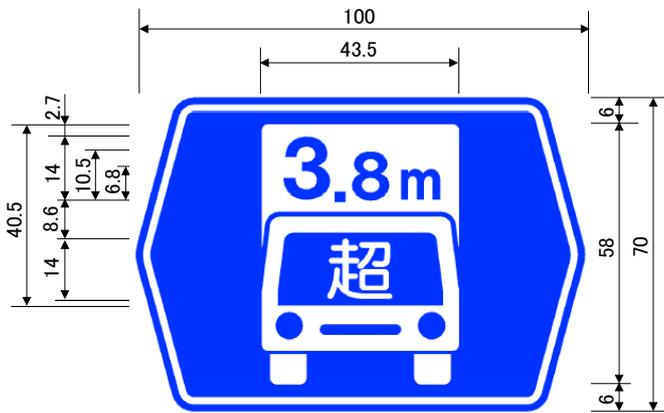


図2-1 高さ限度緩和指定道路
(118の4-A)

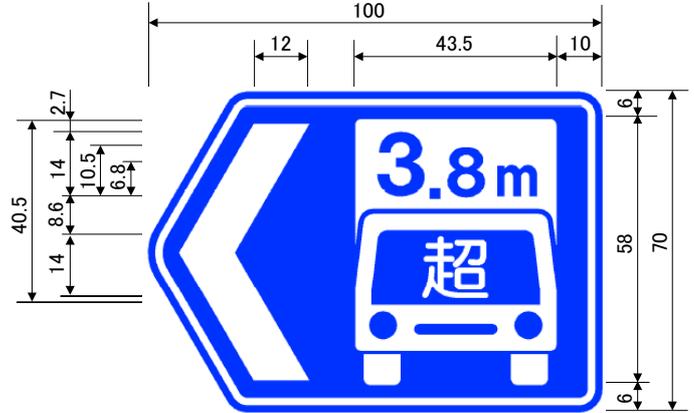


図2-2 高さ限度緩和指定道路
(118の4-B)

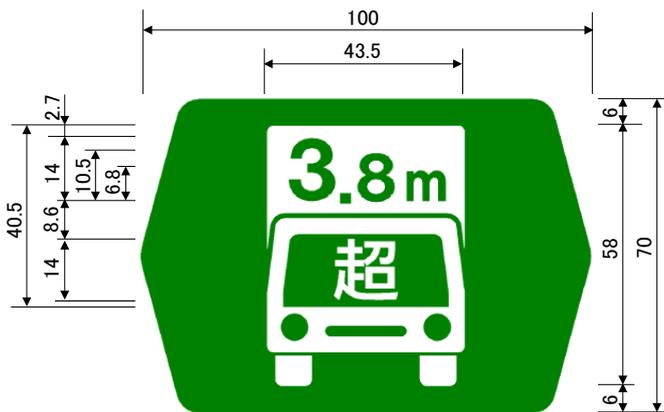


図2-3 高さ限度緩和指定道路
(118の4-C)

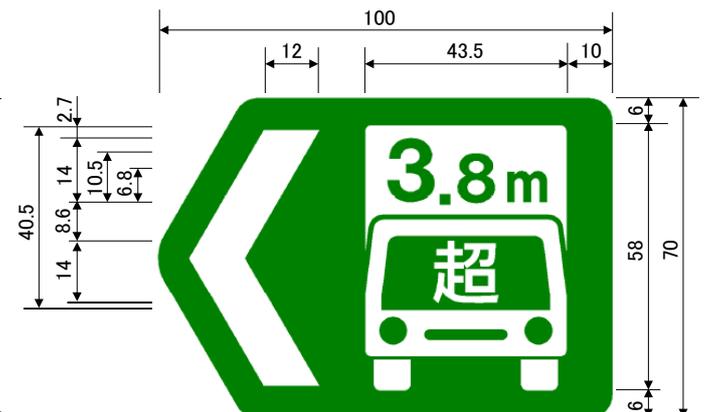


図2-4 高さ限度緩和指定道路
(118の4-D)



図2-5 始点 (513)



図2-6 終点 (514)



図 2-7 距離・区域 (501)

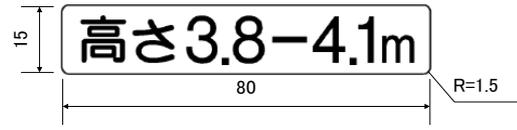


図 2-8 注意事項 (510)



図 2-9 方向 (511)

2) 拡大率

拡大率の標準値を表 4 に示す。

表 4 拡大率の標準値

		高さ限度緩和指定道路
一般道路	片側 2 車線以上	1.3 (1.6)
	片側 1 車線	1.0 (1.3)
高速道路等	本線部	1.5
	ランプ部及び料金所付近	1.0

注) () は交通量が多い場合等

3) 色彩

表 5 標識の種類と色彩

種類	色彩
高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A)	「3.8m」の文字、縁及び地を青色、「超」の文字、記号及び縁線を白色
高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-B)	「3.8m」の文字、縁及び地を青色、「超」の文字、記号、矢形及び縁線を白色
高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-C)	「3.8m」の文字、地を緑色、「超」の文字、記号を白色
高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-D)	「3.8m」の文字、地を緑色、「超」の文字、記号及び矢形を白色
距離・区域 (501)、注意事項 (510)、始点 (513)、終点 (514)	地を白色、文字を黒色
方向 (511)	地を白色、矢印を緑色 (高速道路等の設置)

4) 縁の太さ

「高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A, B)」の縁は、16mm とする。なお、「高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-C, D)」については、縁線をつけないものとする。

5) 文字の形

書体は、従来の道路案内標識に用いるものと同様とする。

2-4. 案内の方法

「総重量限度緩和指定道路」における案内の方法と同一を基本とする。ただし、高速道路においては指定外道路への進入を防止するため、方向を示す補助標識（511）を附置し指定道路の方向を明確に示す。

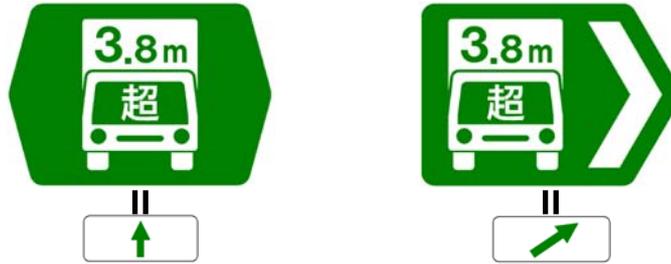


図3 補助標識（方向（511））を附置した例

2-5. 他の標識との関係

道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第七条第一項若しくは第二項の規定に基づき、車両でその高さが安全であると認められる限度を超えるものの通行を禁止し、又は制限する場合には、必要な場所に規制標識「高さ制限（321）」を設置することとなっているが、指定道路区間内及び指定道路に指定されていない道路の接続部においては「3.8m」を表示した「高さ制限（321）」の設置は原則として行わないこととする。ただし3.8m未満の制限（例えば3.2m未満）が必要な場所ではこの限りではない。

3. 指定道路標識の配置計画

ここでは、「高さ限度緩和指定道路」標識を設置する際の具体的な配置計画について述べる。以下、図4から図8では標準的な配置図の例を示しているため、適宜必要と思われる箇所に当該標識を設置しても良い。

また、道路管理者が、道路構造上特に必要である場合と認める場合においては、「高さ3.8-4.1m以下」を表示した補助標識（注意事項（510））を附置することができる。

なお、4.1mを超える車両の走行には、従来どおり事前の許可が必要であり、指定道路制度の開始に際して、4.1mを超える車両に対する取り扱いが変更されるものではないが、重大支障事故防止の観点から、指定道路または指定道路から誤進入のおそれがある道路等において、個別制限を行う必要のある地点における規制標識（高さ制限（321））の設置等については、引き続き遺漏のないように検討されたい。

3-1. 一般道路における指定道路標識の配置計画

一般道路における「高さ限度緩和指定道路」標識は、「総重量限度緩和指定道路」標識における配置計画と同一を基本とする。

例1. 一般道路における基本的な場合

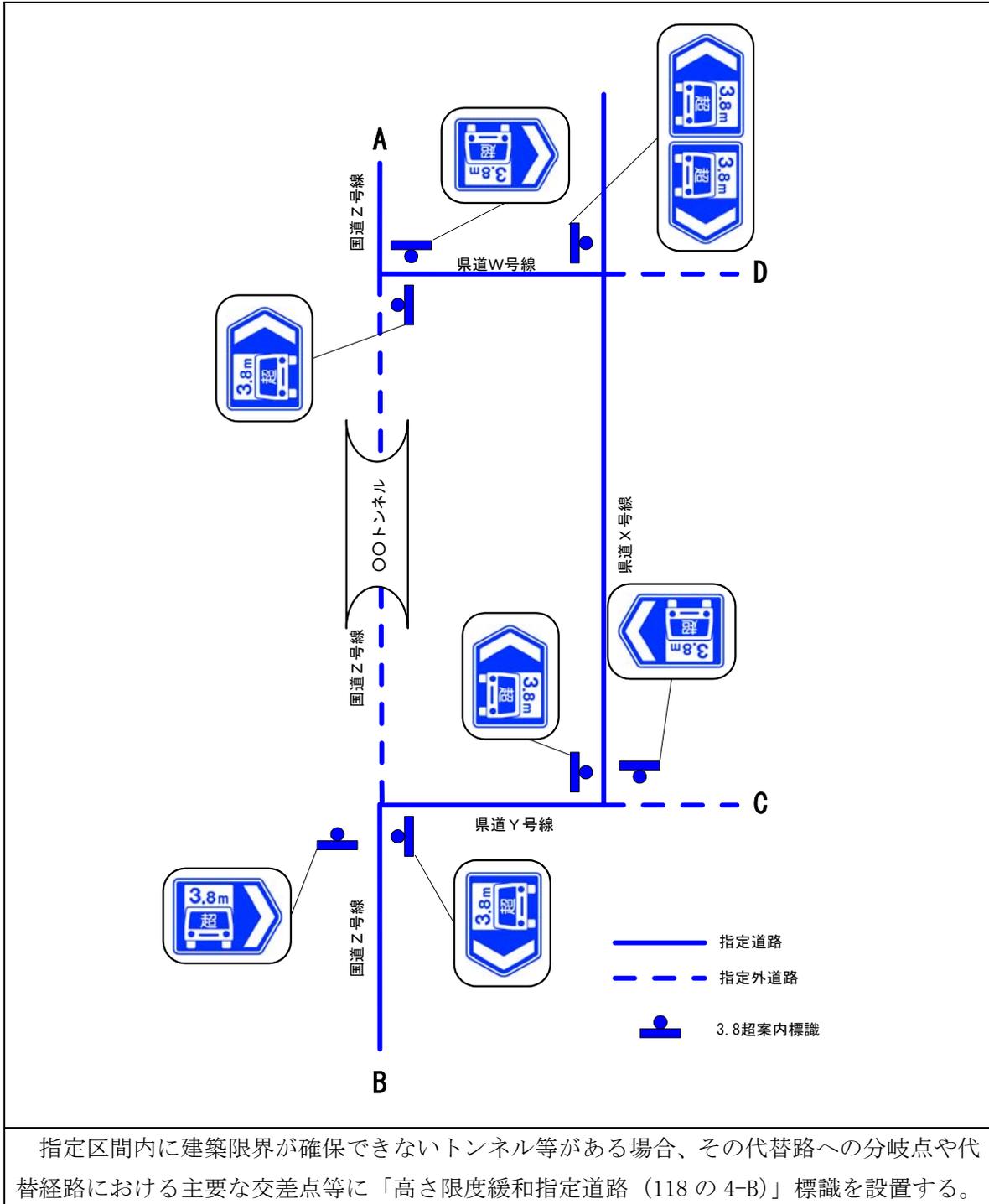


図4 一般道路の配置計画（基本ケース）

3-2. 高速道路等における適用事項

高速道路においては、3.8m 超車が通行できない区間（通行指定外区間）手前の分岐点から指定道路に至るまでの連絡路に「高さ限度緩和指定道路」標識を設置するものとする。

例1. 高速道路における基本的な場合

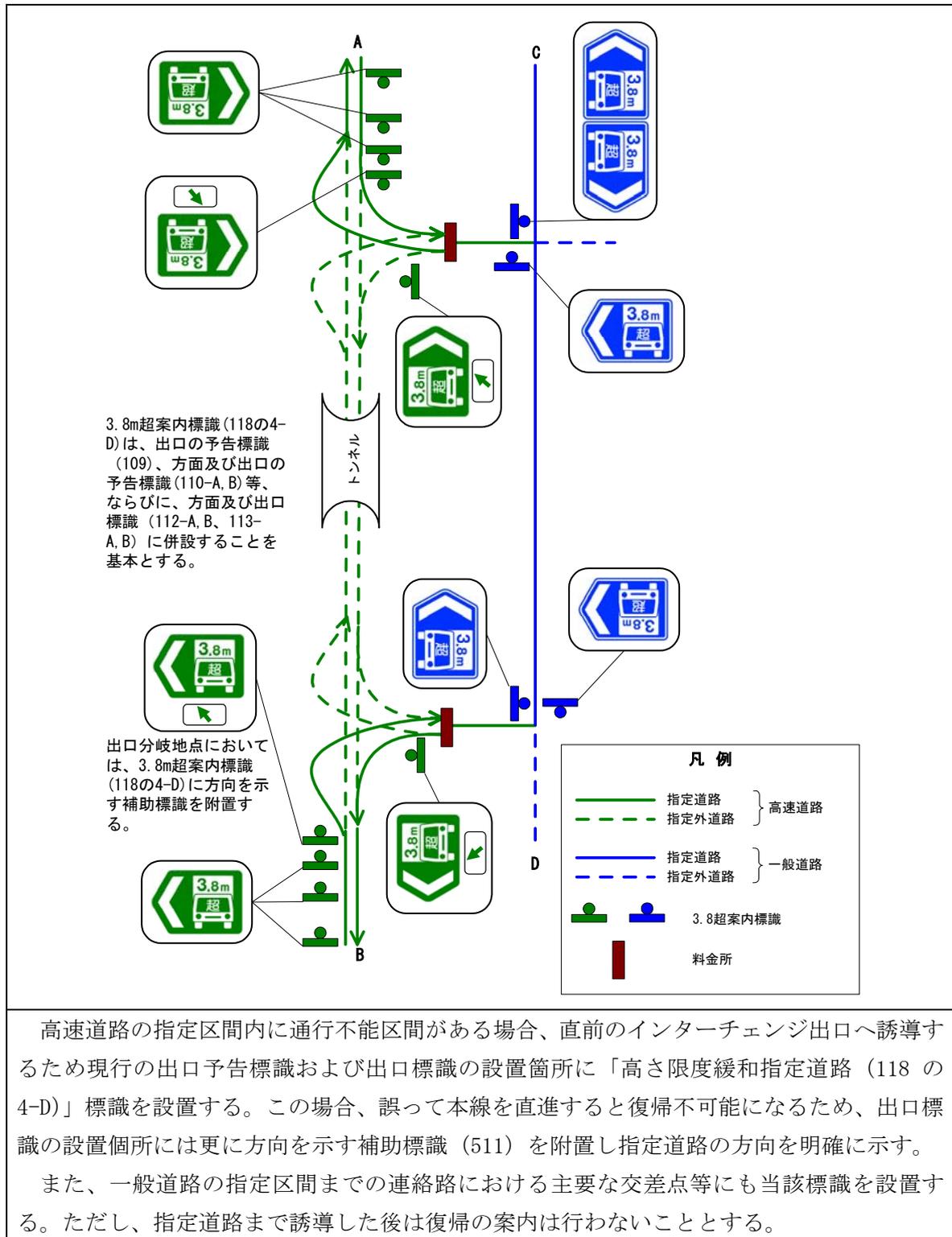


図5 高速道路の配置計画(その1)

例2. 高速道路におけるインターチェンジのランプが指定外となる場合

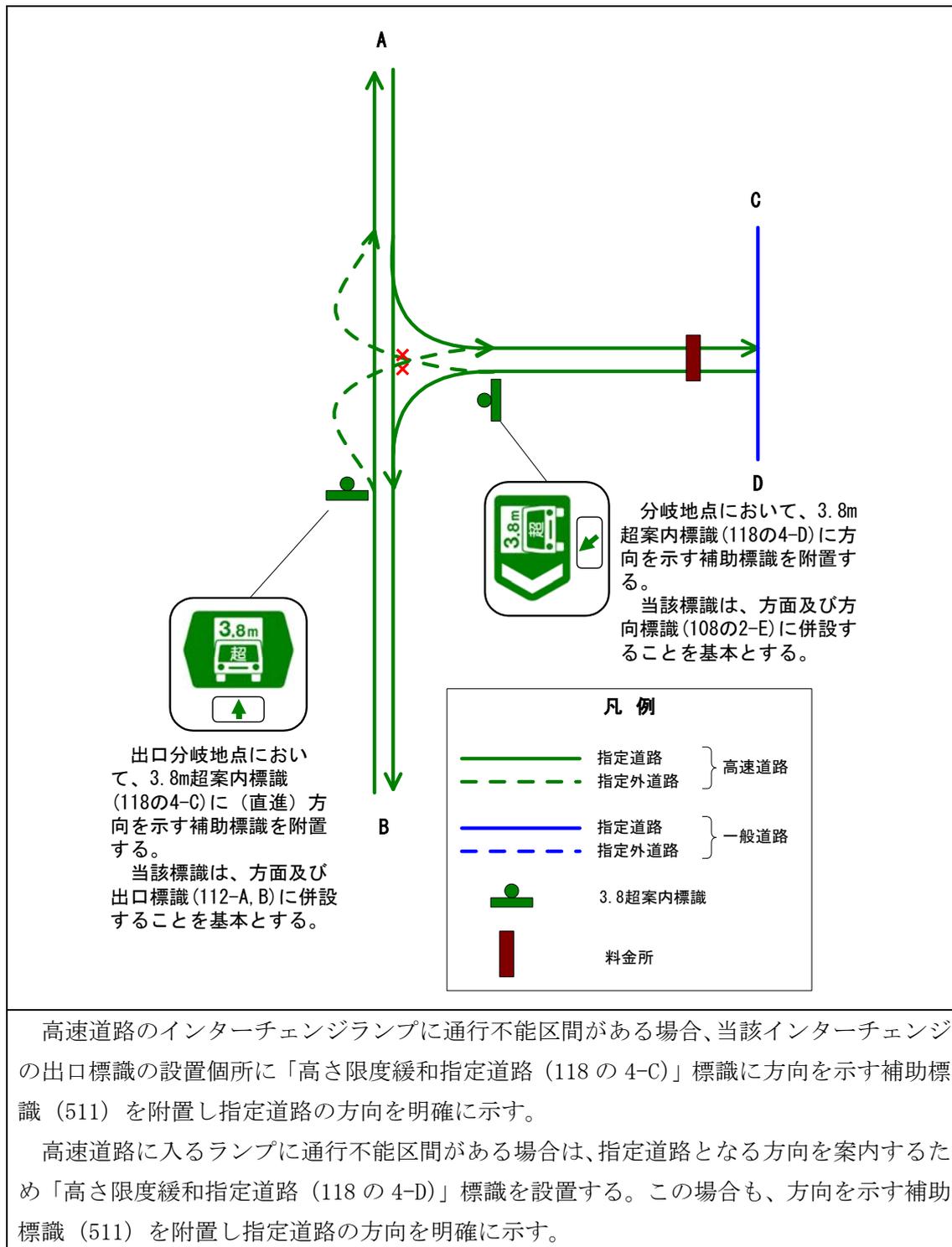


図6 高速道路の配置計画(その2)

例3. 高速道路におけるジャンクション付近に指定外区間がある場合

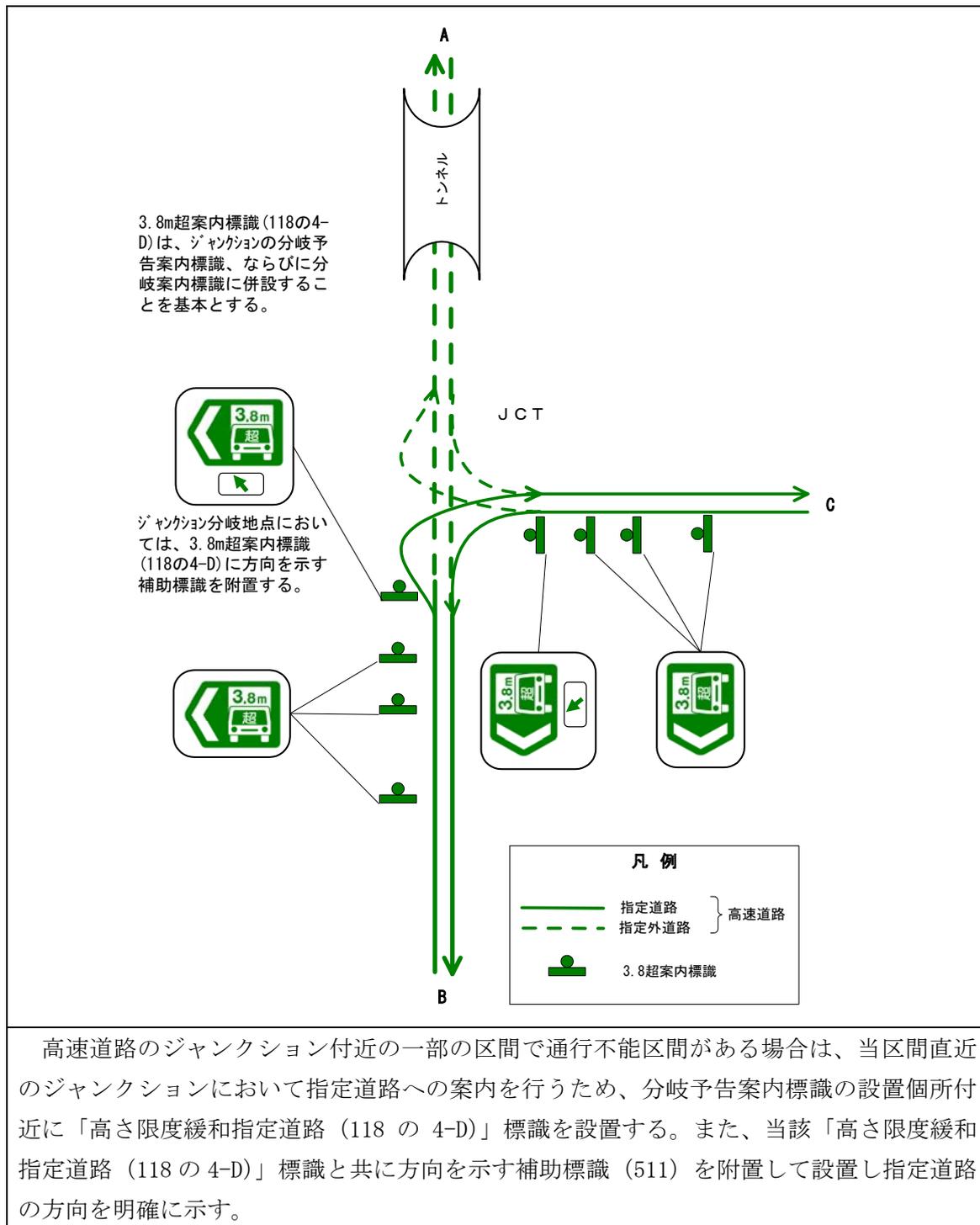


図7 高速道路の配置計画(その3)

3-3. 総重量限度緩和指定道路と高さ限度緩和指定道路との指定区間が異なる場合の適用事項

高さ限度緩和指定道路標識は、所定の大型自動車を対象としており、「標識設置費用の縮減、標識乱立の防止を目的として、必要最低限の迂回路案内を行う」ことを基本としている。総重量限度緩和指定道路（以下「20t 超指定道路」という）と高さ限度緩和指定道路（以下「3.8m 超指定道路」という）との指定区間が異なる場合の配置計画例を図8に示す。

例1. 20t 超指定道路と 3.8m 超指定道路の指定区間が異なる場合

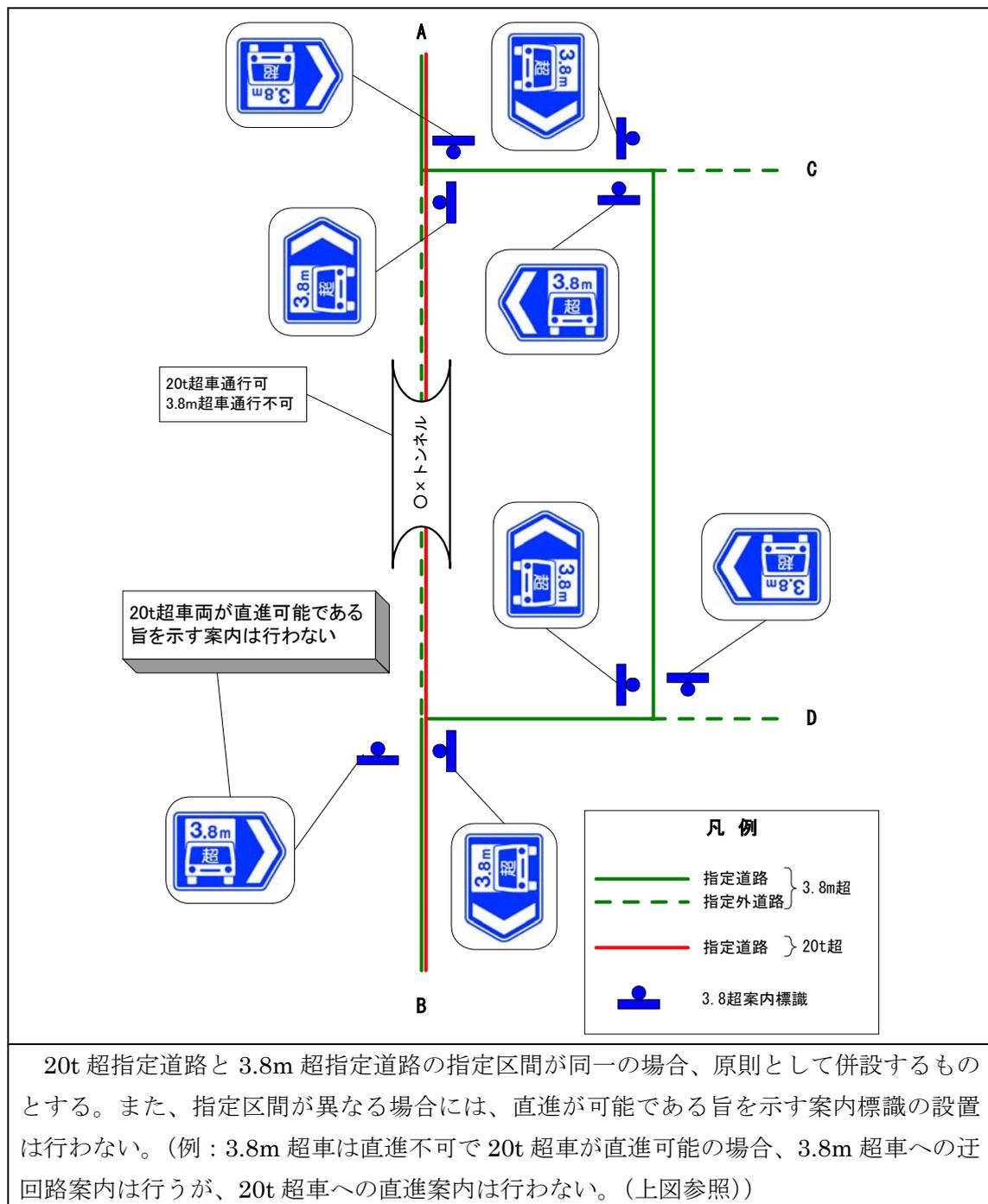


図8 20t 超指定道路と 3.8m 超指定道路の指定区間が異なる場合の配置計画

4. 指定道路標識の設置計画

4-1. 設置方式、標示板の取付角度

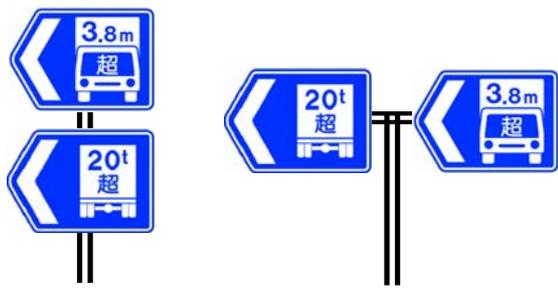
総重量限度緩和指定道路標識（以下「20t 超標識」という）における設置計画と同一を基本とする。

ただし、20t 超標識と併設する場合は、以下の事項に留意すること。

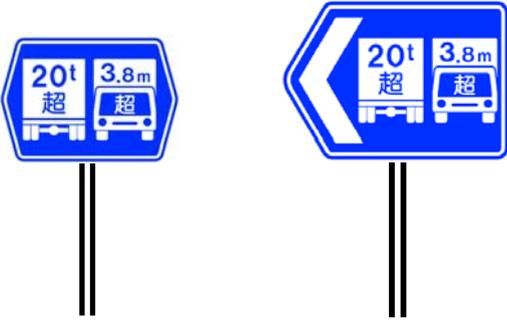
<20t 超標識との併設>

高さ限度緩和指定道路標識（以下「3.8m 超標識」という）は、特車申請の緩和による事務手続きの簡素化、緩和指定車両の自由走行の推進にあるため、20t 超標識と基本的な目的が同じである。よって、同一箇所に設置されることが多くなることが想定されることから、共架・併設する場合は例1に示す併設を基本とする。現地の状況により、道路管理者が必要と判断する場合は、例2に示す一体表示として設置してもよい。

例1. 20t 超標識と併設する場合

 <p>図9 20t 超標識との併設</p>	<p>20t 超標識と3.8m 超標識を併設する場合は、高さ超過車両の誤進入による事故の危険性を考慮し、</p> <ul style="list-style-type: none">●縦に併設する場合 「3.8m 超標識」が上、「20t 超標識」が下となる配置とする。●横に併設する場合 「3.8m 超標識」が右、「20t 超標識」が左となる配置とする。
--	--

例2. 一体表示とする場合

 <p>矢形なし表示板 矢形あり表示板</p> <p>図10 20t 超記号との一体表示</p>	<ul style="list-style-type: none">●記号（車の形）の配置 それぞれの記号を左右に並べる。 なお、3.8m 超の図形を右、20t 超の図形を左に配置する。●標識寸法 視認性の確保の観点から、「3.8m 超」を表す記号（車体の形状）の大きさが、通常の標識（「118 の4-A」、「118 の4-B」）の記号と同程度になるよう、標識の寸法を定める必要がある。 (別添3<参考3-2>参照)
--	---

<参考 1 >

20t 超標識と 3.8m 超標識との関係

20t 超標識における設置要領と 3.8m 超標識における設置要領の関係を下表に示す。

表 1. 20t 超標識と 3.8m 超標識との関係

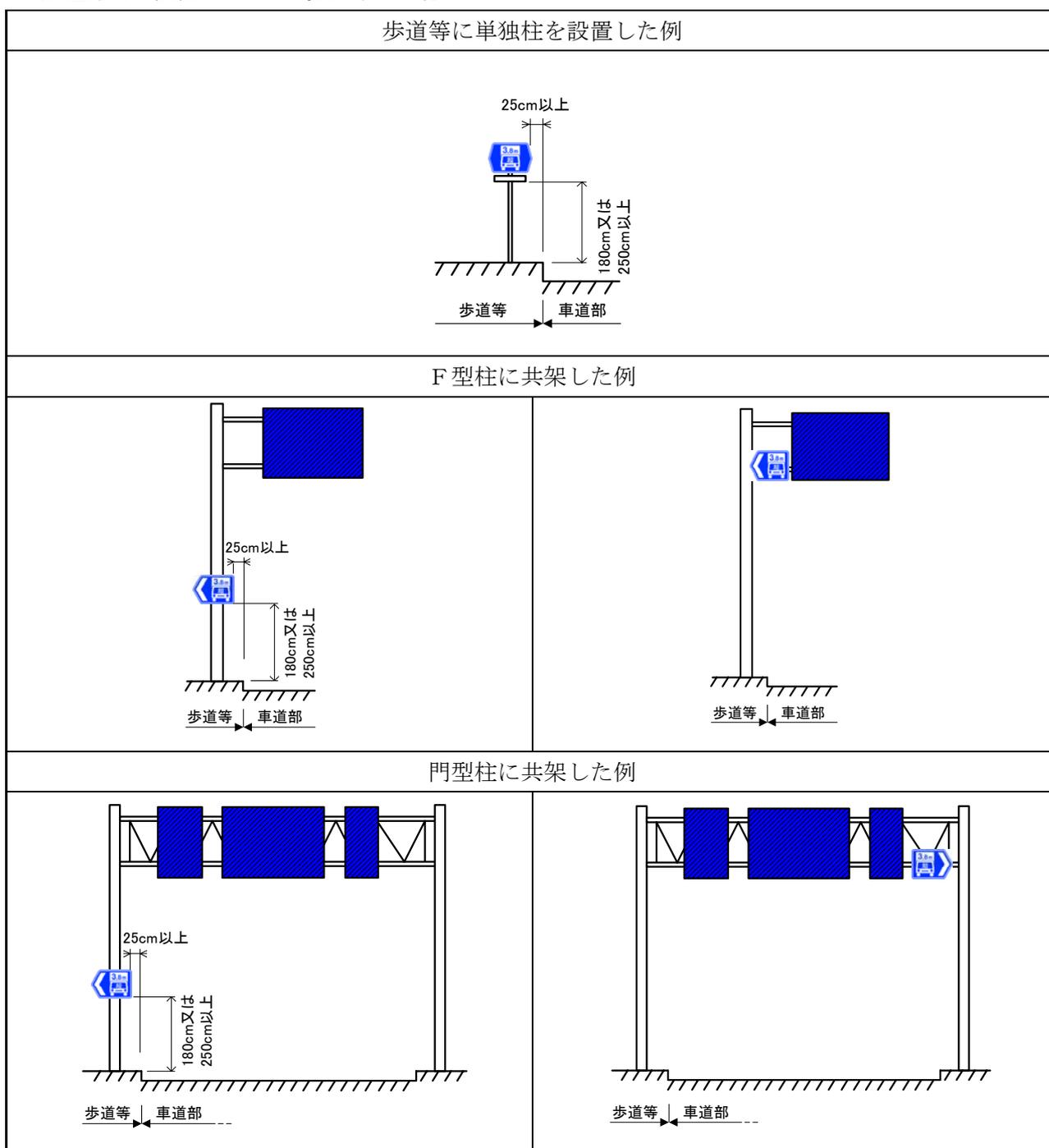
項 目	適 用
2. 「3.8m 超車」に対する案内標識	—
2-1. 「3.8m 超車」の案内を行う標識の種類	今回新たに追加・修正
2-2. 様式	同上
2-3. 寸法、色彩等	—
1) 基本寸法	総重量限度緩和指定道路と同一
2) 拡大率	高速道路等における事項を追加
3) 色彩	同上
4) 縁の太さ	今回新たに追加・修正
5) 文字の形	総重量限度緩和指定道路と同一
2-4. 案内の方法	高速道路等における事項を追加
2-5. 他の標識との関係	総重量限度緩和指定道路と同一
3. 指定道路標識の配置計画	—
3-1. 一般道路における指定道路標識の配置計画	総重量限度緩和指定道路と同一
3-2. 高速道路等における適用事項	今回新たに追加
3-3. 総重量限度緩和指定道路と高さ限度緩和指定道路の指定区間が異なる場合の適用事項	今回新たに追加
4. 指定道路標識の配置計画	—
4-1. 設置方式、標示板の取付角度	総重量限度緩和指定道路との併設事項を追加
4-2. 反射材料等	総重量限度緩和指定道路と同一
5. 維持管理	同上

<参考2>

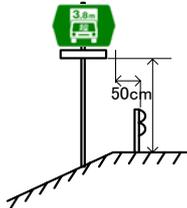
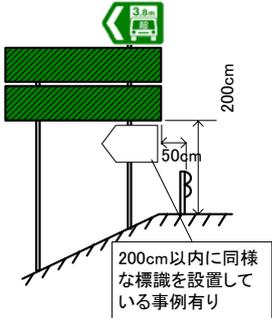
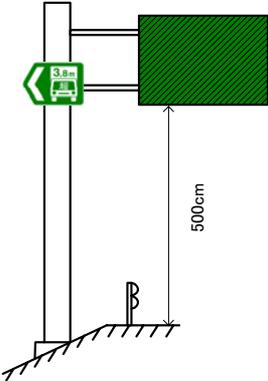
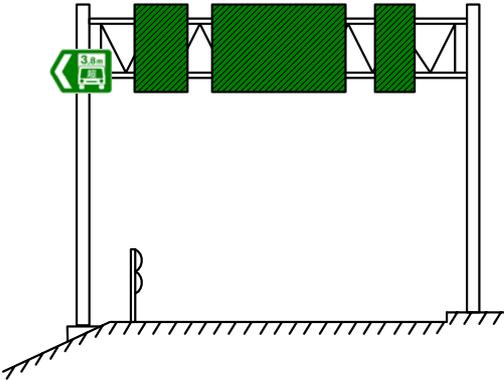
3.8m 超標識の設置イメージ

一般道路及び高速道路に設置した場合のイメージを以下に示す。なお、表題の1.0倍、1.5倍等の数字は、「3.8m 超標識」の拡大率をさす。

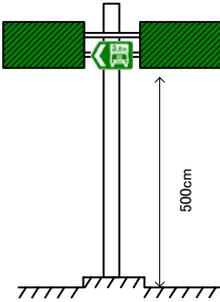
一般道路での設置イメージ（拡大率：1.0倍）



高速道路本線での設置イメージ（拡大率：1.5 倍）

<p>単柱型：単独柱に設置した例</p>	<p>複柱型：出口の予告に共架した例</p>
	
<p>F型：方面及び出口の予告に共架した例</p>	<p>門型：出口、方面及び出口に共架した例</p>
	

高速道路ランプ部での設置イメージ（拡大率：1.0 倍）

<p>T型：方面及び方向等に共架（1.0 倍）</p>


<参考3-1>

高さ限度緩和指定道路標識と関連補助標識



本標識

始 点

終 点

この先 □□ Km
終 点

高さ 3.8-4.1m

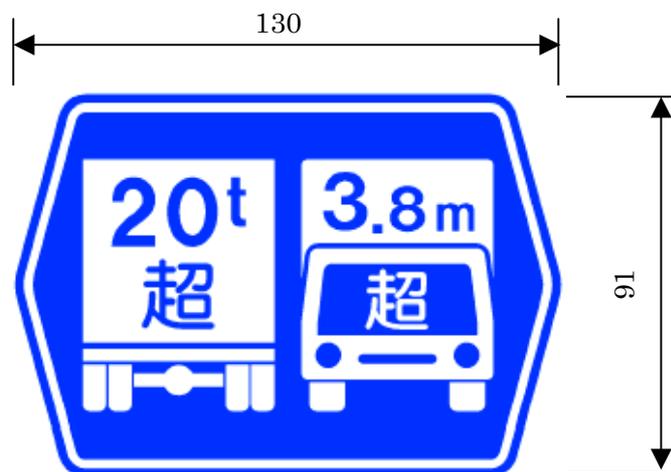


補助標識

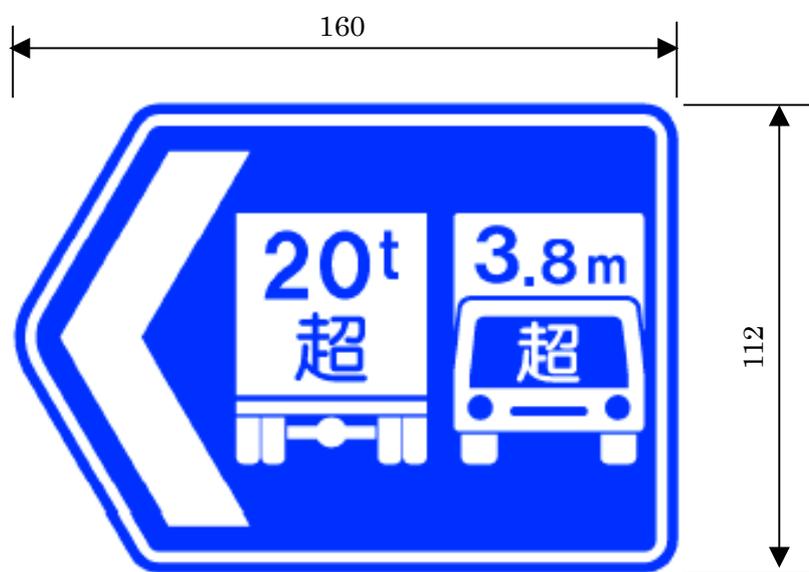
「高さ限度緩和指定道路」標識

<参考3-2> 20t 超と 3.8m 超マークの一体表示板

図中の寸法は、「3.8m超」を示す車体の記号の寸法を「118の4-A」あるいは「118の4-B」と同程度にした場合の、一体標識の寸法。(単位：cm)



表示板の寸法は「118の4-A」の1.3倍



表示板の寸法は「118の4-B」の1.6倍